

○吉野町子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、吉野町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するとともに、町長の諮問に応じて本町の子ども・子育て支援に関する重要事項について調査審議する。

2 子ども・子育て会議は、前項に規定する事務及び重要事項に関し、必要に応じて町長に建議することができる。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者の中から、町長が委嘱する。

- (1) 町議会の議員
- (2) 子どもの保護者
- (3) 子ども・子育て支援に関係する事業に従事する者
- (4) 学識経験のある者
- (5) 公募による町民
- (6) その他、町長が必要と認める者

2 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は非常勤とする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長を各1人置き、委員の中から互選する。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委員の報酬及び費用弁償)

第8条 委員の報酬及び費用弁償並びにその支給方法は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和38年吉野町条例第3号）の規定を適用する。

(その他)

第9条 前各条に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営その他必要な事項は、子ども・子育て会議が町長の同意を得て定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○吉野町子ども・子育て会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、吉野町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(会議の公開)

第2条 会議は原則として公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

(1) 個人に関する情報をはじめ、特定の個人を識別しうる内容について審議する場合

(2) 会議を公開することにより公正かつ中立な審議に支障を及ぼす恐れがあると認められる場合、その他正当な理由があると認められる場合

2 会議の傍聴に関して必要な事項は、会長が別に定める。

(会議録)

第3条 会議における会議録は次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 会議の開催日時及び開催場所

(2) 出席した委員の氏名

(3) 議事の経過及び概要

(4) その他必要な事項

2 会議録は原則公開とし、会長の指名した委員2名がこれに署名しなければならない。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に支障を及ぼすおそれがあると

認める場合、その他正当な理由があると認める場合は、会議録の全部または一部を非公開

とすることができる。

(庶務)

第4条 会議の庶務は、吉野町教育委員会事務局教育総務課において処理する。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営その他必要な事項は、会長が定める。

附則

この規則は、平成25年 11月 27日から施行する。

○吉野町子ども・子育て会議傍聴要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、吉野町子ども・子育て会議運営要綱第 2 条第 2 項の規定に基づき、吉野町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員)

第 2 条 会議の傍聴人の定員は、10 名とする。ただし、会長は会場の規模に応じて、定員を制限することができる。

(傍聴の手続き)

第 3 条 会議を傍聴しようとする者は、会場入り口の受付において、会議傍聴受付簿（別紙様式）に必要な事項を記入するものとする。

2 傍聴希望者が定員を超えるときは先着順により決定する。

(傍聴出来ない者)

第 4 条 次の各号いずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 凶器その他危険なものを携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められるもの
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、のぼりの類を携帯している者
- (4) ハチマキ、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用している、または携帯している者
- (5) 笛、太鼓、ラッパその他の楽器の類を携帯しているもの
- (6) 異様な服装をしている者。
- (7) ラジオ、拡声器、無線機、写真機、撮影機、録音機、録画機器の類を携帯している者。（会長の許可を得た者を除く。）
- (8) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害するおそれがあると認められる者。

2 児童及び乳幼児は傍聴席に入ることができないものとする。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りではない。

(傍聴人の守るべき事項)

第 5 条 傍聴人は、傍聴席において次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議における発言に対して拍手その他の方法により公然と許可を表明しないこと
- (2) 私語、談笑等会議の妨害となるような行為をしないこと
- (3) ハチマキ、腕章、たすきの類を着用する等威嚇的行為をしないこと。
- (4) 飲食または喫煙をしないこと
- (5) みだりに席をはなれ、または不体裁な行為をしないこと。
- (6) 写真、映画等を撮影し、または録音等をしないこと
- (7) 前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し、または会議の妨害となるような行為をしないこと。

(職員の指示)

第 6 条 傍聴人は会議の事務局員の指示に従わなければならない。

(違反者に対する措置)

第 7 条 傍聴人がこの要領に違反したときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは退場させることができる。

第 8 条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴について必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 25 年 11 月 27 日から施行する。